

下水道排水設備工事(宅内工事)にかかる留意事項

1. 排水設備工事

- ① 着工前に「排水設備工事計画申請書」(着工予定の14日前まで)及び「排水設備工事着手届」(着工予定日の5日前まで)を提出して下さい。
- ② 完了後速やかに「排水設備工事完了届」を提出して下さい。(工事完了後5日以内)

※ 申請書類注意事項

- ・ 各申請書類及び申請図面(平面図)は、同封した書類と同様の様式であればパソコン等での作成も可です。(ファイル様式は稲敷市ホームページからダウンロードするか、メール配信を希望される方は、メールアドレスをご連絡下さい。)
 - ・ 必ず申請書下部の工事見積り欄を記入もしくは、見積書を添付して下さい。
 - ・ 位置図は住宅地図のコピー(A4サイズ)を別紙で添付して下さい。
 - ・ 完了届には必ず竣工図面(平面図)を添付して下さい。
 - ・ 用紙サイズは全てA4サイズで統一。図面等記入しきれない場合A3サイズへの変更は可です。
 - ・ 上記申請書類は、公共下水道と農業集落排水で様式が異なるのでご注意下さい。
 - ・ 排水設備工事の基準となる勾配1%に満たない施工箇所や排水設備工事の基準となる勾配3%を超えている施工箇所がある場合 及び 既設柵・既設配管を利用する場合は、内容に応じた念書を添付して下さい。
- ③ 汚水柵は支障がない限り小口径柵を使用して下さい。300mmの汚水柵を設置する場合、上蓋は必ずパッキン付きの蓋を使用して下さい。又、300mmの既設柵を使用する場合もパッキン付きでない蓋はパッキン付きに交換して下さい。
 - ④ 稲敷市本新地区は、真空管方式を採用しているため、宅内排水設備内の圧力バランスを保持する目的で通気管を1箇所(地上から2m立上げ)設置して下さい。
 - ⑤ 外流しは原則接続しないでください。もし接続する場合は、屋根を設けて三方に壁で囲うような措置をしてください。また、既設管を使用する場合は雨水が入らないよう措置して下さい。(既設コンクリートマスは使用不可。)
 - ⑥ 施工時に、し尿等の処分が必要な場合(汲取り便所の汲取り及び浄化槽の撤去時等の汚泥汲取り)は必ず市のし尿汲み取り・浄化槽清掃許可業者に処理を依頼して下さい。(下記「稲敷市 し尿汲み取り・浄化槽清掃許可業者一覧」参照)

【稲敷市 し尿汲み取り・浄化槽清掃許可業者一覧】

地区	業者名	電話番号
江戸崎地区	江戸崎衛生社	029-892-0456
桜川地区	遠藤衛生	0478-72-3305
	関東総業	0297-87-2552
新利根地区	関東総業	0297-87-2552
東地区	(有)環境衛生センター	0478-54-3283
	(有)オサム	0299-66-4114
	北総クリーンサービス	0476-93-0877

不明なことがありましたら、下記までご連絡ください。

稲敷市下水道課(施設管理担当)
TEL:029-892-2000(代)
内線:2972,2973